

平成 30 年度

第 4 回太子町まちづくり審議会議事録

日 時：平成 31 年 2 月 28 日(木) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 35 分まで

場 所：太子町役場行政棟 1 階 A101 会議室

太子町総務部企画政策課

平成 30 年度第 4 回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 平成 31 年 2 月 28 日(木)
場 所 太子町役場行政棟 1 階 A101 会議室
開 会 午後 1 時 30 分
閉 会 午後 3 時 35 分

2. 審議・報告事項

第 6 次太子町総合計画について
松尾地区土地利用計画について

3. 委員の出席者

出席委員：井口 宏幸、溝端 剛、岡 英子、熊谷 直行
井手 俊郎（農業委員会）、北川 重美（自治会）
地丸 勇（商工会）、瀧北 りえ（男女共同参画プラン策定委員会）
桑野 敏行（公募）、山口 美和（公募）

4. 町出席者

総務部長 栄藤 雅雄
経済建設部長 八幡 充治
企画政策課長 森田 好紀
まちづくり課長 高坂 文泰
副課長 池田 誠
副課長 三木 隆史
係長 高見 良
主査 佐々木 剛志
主事 太田 祐一郎
主事 平田 一馬

5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1. 開 会

森田課長 委員の皆様には、お忙しい中、太子町まちづくり審議会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。
ただ今から、平成30年度第4回太子町まちづくり審議会を開催いたします。
では、会議に先立ちまして、井口会長からご挨拶をいただき、その後の議事進行についてもよろしくお願いたします。

2. 会長あいさつ

井口会長 みなさん、こんにちは。井口でございます。よろしくお願いたします。
本日の会議内容は、まず、「第6次太子町総合計画（素案）」について説明を受けまして、審議を行います。
その後、「松尾地区土地利用計画」について、説明を受けた後、まちづくり審議会としての意見書を作成するための審議を行います。
ただ今の出席委員数は10名です。
定足数に達していますこと申し添えます。

3. 議事録署名委員の指名

井口会長 まず初めに議事録署名委員の指名をいたします。
まちづくり審議会規則の第4条第2項の規定に基づきまして、私の方から指名いたします。
議事録署名委員には、井手 俊郎委員と地丸 勇委員の両氏を指名いたします。
お二人の委員の方には、後日、事務局がまとめました議事録に署名をお願いいたします。

4. 議事①「第6次太子町総合計画について」

井口会長 それでは議事に入ります。
議事①「第6次太子町総合計画（素案）」について、事務局より詳細説明をお願いします。

高見係長 企画政策課政策係の高見です。よろしくお願いたします。
総合計画につきましては、平成23年の地方自治法の改正により、市町村の基本構想策定の義務付けがなくなりましたが、住民ニーズを捉えた最適な地域資源の配分が今後一層重要となってきました。
また、町に暮らす皆さんに10年後のまちのビジョンをしっかりと示し、安心して住み続けられるまちを住民と協働しながら創りあげていきたいと考えています。現計画が平成32年3月で計画期間を満了することから、平成32年4月からの新しい第6次太子町総合計画を策定するものです。

昨年5月に定めた総合計画策定方針では平成31年7月を目途にまちづくり審議会の皆さんにお諮りする予定でしたが、たたき台の段階、意見を反映しやすい段階でお示しし、住民意見を反映しやすい計画とすることを目的として本日お集まりいただき、ご確認、ご意見をいただくものです。

最初にまちの現状について簡単に説明いたします。

平成27年国勢調査結果からみると、15～24歳の転出が多く25～39歳の転入が多い町です。

つまり、進学や就職によってこの町を離れる方は多いのですが、今から住居を構えようとする方やハイツなどに住もうとする子育て世代が結婚を機に町に越してくる町といえ、西播磨地域では相生市と本町のみが転出より転入が多い自治体となっています。

近年、転入数と比較して転出数が多くなりつつあり、他自治体が移住定住の取組を行っているように、これから先、人を呼び込む何らかの対策が必要となっています。

総人口に占める後期高齢者の割合は県平均と比べて低く、2045年までの人口減少率（推計）についても県平均を大きく下回ります。また、平成27年国勢調査結果からみると、年少人口割合（15歳以下）が兵庫県下で1番高い若いまちでもありますが、これから先、高齢化が進行することや人口が減少することは明らかであり、それらを見据えたまちづくりを進めることが必要となっています。

昨年8月に、町内に住む18歳以上の3,000人を抽出し、住民アンケートを送付させていただき、1,357人の方から回答を得ています。回収率は約45%です。アンケート結果を抜粋して説明いたします。

7ページをお開きください。「住みよさ」についての設問となりますが、現在住んでいる場所に「ずっと住み続けたい」及び「当分の間は住み続けたい」を選ばれた方の合計が8割を超え、「太子町外に転居したい」や「太子町内で転居したい」を選ばれた方は1割未満となっています。

住みよさを感じる理由としては、買い物や生活に便利という声が1番多い結果となっています。このような町の「住みよさ」を維持、高めていくことが大切であると考えています。

次に45ページの「愛着」についての設問ですが、「愛着を感じている」及び「以前は愛着がなかったが、最近愛着がわいてきた」を選ばれた方が8割弱おられます。

また、「以前は愛着がなかったが、最近愛着がわいてきた」を選んだ方が「以前は愛着があったが、最近薄れつつある」を選んだ方よりも多く、また、居住年数別にみると、年数が増えるにつれ、「愛着を感じている」を選ばれる方が多くなっていることが分かります。

次期総合計画につきましては、「愛着」、特に子ども達の町への愛着を高める取組を推進していきたいと考えています。

続いて17ページをお願いします。問2の43項目の施策に係る満足度および重要度について、A重要度が高いにも関わらず満足度が低く優先して充実が求められている項目、B満足度も重要度も高いため継続して充実する必要がある項目、C満足度は低いものの重要度も低いため他の項目の優

先順位を勘案しながら満足度を向上していくべき項目、D 満足度は高く、重要度が低い項目の4つの領域に分類し、整理を行いました。

事務局においては、満足度が低く重要度が高いAの項目を重要視すべきと考えていましたが、昨日開催した、太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議においてCの領域、例えば移住定住・地元定着の取組や結婚支援など、住民への説明やその理解が少ないため、本来大切であるものが多くあるという意見をいただいています。Cの領域についてはそのような視点を持ち、今後庁内会議において再度協議検討を前向きに進めるよう考えています。

他の回答結果につきましては、お配りしている「第6次太子町総合計画策定のための住民アンケート調査報告書」をご確認いただくようお願いいたします。

これからのまちづくり、総合計画においては、これらの住民アンケートの結果、また、町幹部からなる策定本部会議、係長以下で構成する策定委員会、各所属で検討するための課内会議でこれまで検討を重ねてきた結果から得た『まちの強み』を伸ばしていくことが必要と考えています。

現在考える4つの『まちの強み』から説明させていただきます。

その①として、住民アンケートの満足度が1番高かった「買い物や生活に便利なまちであること」が挙げられると考えています。皆さんご存じのように、旧二号線沿道には生活サービス店舗が立ち並び、また、外食産業の店舗も多く立地している生活に便利なまちです。このような町の特長をPRしていければと考えます。

その②として、子育て世代が多いことです。太子町は若年人口割合が兵庫県内で1番高いまちであり、保護者も子どもも友だちを作りやすいまちであるという声をお聞きします。

『ともだち100人できるまち』として町内外の方に意識付けていきたいと考えています。

その③として、網干駅から始発電車があり、通勤・通学に便利なまちであることです。

国勢調査結果から大阪や神戸など、都市部まで通勤・通学している方が多くおられますことが分かります。

住民の愛着を育て、例えば神戸・大阪に通勤・通学が決まった方なども、『この町に住み、ここから通いたい』と思い住んでもらえるよう、網干駅から始発電車、通勤・通学に便利ということをPRし、生かしていきたいと考えています。

その④として、都会過ぎず田舎過ぎず、便利な田舎を打ち出していければと考えています。

トカイナカという言葉をご存じでしょうか。都会まで公共交通機関を使って1時間30分以内に行ける地域のことを指す言葉ですが、ちょうど太子町はこのトカイナカにあたると考えています。

都会からそんなに遠くなく、それなりに自然もある、そのような太子町の利点を伸ばし、『ちょうどいいまち太子町』となればいいと考えています。

続きまして、大きな課題と考えている自然減、社会減について説明いた

します。

前方の表をご覧ください。自然増減は出生数と死亡数の差を指しますが、平成 11 年に 422 人生まれていたものが、平成 29 年では 242 人まで減少してきています。

また、1 番右の列をご覧ください。ただければよく分かるように、今までは死亡数より出生数が多かったのですが、平成 29 年は死亡数が出生数を 45 上回り、自然減となっています。

次に社会増減の表となります。平成 24 年まではほとんどの年で転出より転入が多くなっていますが、平成 25 年以降は転出が転入より多くなる社会減が続いているのが現状です。平成 29 年においてのみ社会増となっています。

しかしながら、社会減の傾向は顕著なものであり、近年の他市町が行っているように移住者を増やす取組に取り組む必要があると考えています。

続いて、総合計画基本目標についてご説明します。

総合計画において 1 番大きな目標、基礎となるのがこの基本目標です。

現第 5 次総合計画、その前の第 4 次総合計画においては『和のまち 太子』を基本目標に掲げ、聖徳太子の教えを守り伝える目標となっています。

現在のところ、第 6 次総合計画の基本目標については現基本目標を継承したいと考えています。住民の心に浸透してきている『和のまち』という言葉大切にすること、まちづくりの方向性は長いスパンで保持すべきではないかとの考えに基づいてのものです。

その上で、「和のまち太子」の「わ」を、会話・対話の広がり、思いを込めた「話」という意味の「わ」、みんなの心がつながって欲しいとの思いを込めた「輪」など、「わ」にいろいろな意味を持たせ、施策、事業の各分野において「わ」を多面的にキーワードとして捉え、まちづくりを進めたいと考えています。

続いて、10 ページをお願いします。まちづくりの基本政策についてご説明します。

- 1 健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- 2 誰もが支え合って暮らせるまちづくり
- 3 子ども達の笑顔があふれるまちづくり
- 4 安心して暮らせるまちづくり
- 5 快適で住みやすいまちづくり
- 6 美しくすがすがしいまちづくり
- 7 憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり
- 8 産業の活気あふれるまちづくり
- 9 自治と連携による力強いまちづくり

の 9 つの基本政策を掲げていますが、第 6 次総合計画においては、基本政策を 5 つのプランとして、

- 1 いきいきと輝くまち（活力・魅力）
- 2 学び成長するまち（子育て・教育）
- 3 未来を守るまち（安全・安心）
- 4 元気で笑顔のまち（健康・福祉）

5 快適で持続するまち(都市機能・行政基盤)

の5つにまとめるよう考えています。

町が取り組む業務、範囲を狭めるわけではなく、傾注する施策の柱を少なくすること、ありたいまち、あるべきまちを住民に見えやすく、イメージしやすくすることに重点を置きたいとの考えからまとめたものです。

次に14ページをお願いします。2ページに渡り、第2次太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略～4つのまちづくりの視点で町を活性化～について記載しています。

平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、全国の自治体に人口減少対策に重点を置いた、まち・ひと・しごとの創生が求められました。

太子町においても平成27年に「太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、まちの特色や地域資源を生かし、人口減少対策に特化した施策や事業に取り組んできているところですが、現総合戦略の計画期間が平成31年度で終了となります。

町におきましては、総合計画の計画期間の終了も同じであること、総合計画基本計画の計画期間と総合戦略の計画期間が同じ5年間であることから、次期総合戦略につきましては、「第6次総合計画」に内包、統一した計画として策定することとし、総合計画に総合戦略の人口増の考え方、まち・ひと・しごとの視点と効果的な施策・事業を強く組み入れていきたいと考えています。

総合計画と総合戦略を一本化することにより、事業・施策の整合性、町職員、住民の皆さんの総合計画、総合戦略への理解、協力を求めることにつなげていきたいと考えています。

総合戦略の考え方を総合計画に取り入れるためのまちづくりへの4つの視点について説明させていただきます。

まず1つ目の視点が「ひとづくり」です。ひとづくりについては、まちづくりへの参加者を増やすこと、未来のまちを担う子ども達を町全体で育てること、そして子ども達を始め、太子町に愛着を持つ人を増やすための視点となります。

二つ目の視点が「魅力づくり」です。まちの魅力を発掘し磨くこと、利便性の高いまちづくりを進め、PRすること、まちを知っていただき『選ばれるまち』になるための取組を進めることなどを進めるための視点となります。

三つ目の視点が「安心づくり」です。防災や防犯体制の強化などに加え、安心して子育てできる環境づくり、持続可能な行財政運営なども安心づくりと考えており、幅広い意味での安心づくりの視点で計画策定を進めていきたいと考えています。

最後の視点が「しごとづくり」です。平成29年度より開催している創業塾や創業支援に加え、企業市民の地域貢献活動の活発化による地域密着の企業育成、JR網干駅の利便性を生かした若者の定住促進、町からの通勤者、通学者を増やす取組など、しごとづくりの視点で施策を展開していきたいと考えています。

説明の最後に、住民意見の聴取方法につきまして説明させていただきます。平成 31 年度につきましては、10 年間の町の土地利用についてまとめる都市計画マスタープランを改定する年にあたり、まちづくり課においてその策定作業を進めています。

現在、総合計画と都市計画マスタープランの整合性をとるため、また、より多くの、そして幅広い層の住民意見をお聞きするため、二課で共同して住民意見を聴取する、また、データを互いに提供し合い、業務に取り組んでいるところです。

今年度実施及び来年度実施予定としている住民意見の聴取について説明させていただきます。

先ほどの説明と重複しますが、平成 30 年 8 月に、無作為抽出の 3,000 人を対象に住民アンケートを実施しました。平成 30 年 9 月には、各校区において、まちづくりの集いを実施しました。平成 30 年 12 月には、斑鳩寺で開催された『おたいしまルシェ』というイベントにおいて、職員が手渡し、聞き取りによるアンケートを実施しました。

このイベントは手作りの雑貨や地域グルメなどが集まるもので、子育て世代を中心として町内外からたくさんの方が集います。約 300 人からアンケートいただくことができました。同じく平成 30 年 12 月に校区ごとに設問を変えて自治会長へのアンケートを行っています。平成 31 年 1 月には町内借家にお住まいの約 1250 人への住まいアンケート、また、町外へ住宅を新築した約 450 人の方へアンケートを実施しました。

町内借家住まいの方へのアンケートでの、将来の住まいへの希望のアンケート、町外へ住宅を新築した方へのアンケートでは住宅建築の際に太子町を候補地としたか、候補地とした方にはどのような理由で太子町ではなく他所で建築されたかなどをお聞きしました。二課で連携することでより多くの幅広い意見が聴取できたと考えています。

これらの意見を計画策定、これからのまちづくりに生かしていきたいと考えています。

以上で説明を終えさせていただきます。

冒頭にも説明したとおり、本素案は現段階でのたたき台であり、皆さんからのご意見をたくさんいただきたいと考えています。

また、意見提出用紙をお手元にお配りしているとおおり、後日お気づきの点があればぜひお寄せいただきたいと考えています。

よろしく願いいたします。

井手委員

従来であれば総合計画は平成 31 年度に提示、審議するところですが、このように前倒しして提示いただき、じっくり時間をかけて住民と議論していく姿勢、体制はとてもいいことであると感じました。

しかし、本日この素案をまちづくり審議会から意見を受ける、そしてその意見を受けて、来年度に同じメンバーで再度協議することへの疑問があります。いかがお考えでしょうか。

高見係長

本素案への意見につきましては、本日のまちづくり審議会だけではな

く、昨日のまち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議でも意見をいただき、3月には町議会全員協議会、また、これから先、複数回に渡り策定本部会議、策定委員会で協議を行うことを予定しています。

また、ワークショップの開催も予定しています。

さまざまな機会にたくさんのご意見を受け、平成31年度のまちづくり審議会へ諮問できるように考えています。

井口会長 今日意見を協議・反映し、他の機会にも幅広く意見を聞き、協議・反映すると考えてよろしいでしょうか。

熊谷委員 たたき台の段階ですので、まちづくり審議会委員として、そして、一住民として意見すればいいと考えますがいかがでしょうか。

森田課長 はい、計画策定の段階ですので、まちづくり審議会委員として、また、住民の立場として「こんな町になればいいな、こんな町にして欲しい」というまちづくりへの思いを聞かせていただければ嬉しく思っています。

瀧北委員 以前は東京に住み、太子町に越してきて20年、3人の子どもをこの町で育て、今年、1番上が成人式を迎えました。

移住者に近い目線の町民としての意見を述べさせていただきます。

自然災害が少ないこと、中学3年生までの医療費が無料であることが嬉しいものと思っています。息子2人が陸上部で整骨院へ通ったり、アトピーで通院したりするので大変ありがたいです。

現在、長女は大学進学で岡山に住んでいますが、住みだしてすぐに豪雨被害で大変な目に遭い、太子町の自然災害の少なさがありがたいと思いました。

買い物に便利、衣食住すべて足り、少し足を延ばせば大きなイオンもあるのに、夜空を見上げると星がすごくきれい、便利だけど自然がある。そのような町の特長をこれからも伸ばしていただければと考えています。

溝端委員 第6次総合計画の10年間は、高齢化が進みきる前のすごく大切な10年間であると考えています。

私も太子町が元気なまちであることはよく知っています。

その上で、この住民アンケートを生かしてまちづくりに意見するためには、産業分類別の人口割合など、この町の基礎資料をご提供いただきたいと考えています。

例えば、農業従事者の数などによりこの町のめざすべき方向性が変わります。よろしくお願いします。

森田課長 ご意見ありがとうございます。すぐに基礎資料をご提供します。

北川委員 子育ては地域、学校、家庭が連携すること、ふれ合いが大切であると考えています。

斑鳩ふるさとまちづくり協議会、そして阿曾自治会においても、農作業体験や学校授業への協力を行っているところですが、活動の最後に「太子町はいい町です、みんな将来のこの町を頼むよ」と声かけをしています。

熊谷委員

町の中心、核となるのは斑鳩寺でしょう。先日、春会式に行ったところ人出・賑わいが寂しいなと感じました。

一方、若者が中心に同じ斑鳩寺で開催している「おたいしマルシェ」はすごく賑わっていました。

春会式・お太子さんの賑わい、斑鳩寺の活性化を町としても考えていただけないでしょうか。

高見係長

熊谷委員の意見のとおり、斑鳩寺は町のシンボルであり、聖徳太子ゆかりのこの町に最も大切なものの1つであると認識しています。

現在、斑鳩寺大谷住職の呼びかけにより、町内 8 団体が参画し、聖徳太子 1400 年プロジェクト推進協議会、プロジェクトチームが結成され、聖徳太子没後 1400 年を迎える 2022 年に向けてまちの活性化の取組が行われ、町もその協議会、プロジェクトチームに参画しています。

例えば、平成 31 年度においても、平成 28 年から行っている NHK ラジオ体操講習会を来年度は会場を斑鳩寺とする、あすかホールで聖徳太子の講演会を開催するなど、町各所属の事業において聖徳太子・斑鳩寺を取り入れるようにし、参画団体の一員として、聖徳太子プロジェクトに取り組み、斑鳩寺、まちの活性化を図っていきます。

溝端委員

聖徳太子ゆかりの荘園があったことはこの町の強みであると考えています。

教育委員会と協力して、お寺の建物だけに着目するのではなく、斑鳩寺を中心としたコミュニティ、例えば、お坊さんの講堂や施薬院など、斑鳩寺とその周辺の僧侶達の生活などを再現して歴史に興味のある人を招き入れる試みもあっていいのではないのでしょうか。

地丸委員

計画書の 27・28 ページに記載の商工会、町産業の記載を拝見しました。

商工会の役割を重要視していただくのはありがたいと考えていますが、旧二号線沿道にはお店がたくさん張り付いているとはいえ、町内の事業所数は減少しています。2025 年問題といわれているとおり、全国でこのまま廃業する小規模事業所が増えていくと 6 年後には全国で約 660 万人の雇用と 22 兆円の GDP が減少する見込みです。

後継者問題、事業承継が 1 番の課題であると考えています。

創業支援については町とタッグを組んで頑張っていますが、それに加えて事業承継も町の総合計画に盛り込み、施策として打ち出し、町と商工会で協力体制を築いていきたいと思っています。

また、加入事業所数の増加を指標として掲げるのではなく、経済産業省が進めている商工会の組織率向上を指標としていただくことが好ましい

のではと感じました。

別の指標として挙げている創業塾や町への相談を通じた創業支援とはどのような場合の町への相談をお考えでしょうか。

高見係長

創業を考える方の町への相談については、平成 31 年度から開始する空き家バンクを通じた創業者の支援などを考えています。

近年、町において、タルト屋やダンススタジオ、清掃業者など、空き家を活用した創業者が移住してくれています。

また、担当課では空き家バンクについて、空き家ではなく、空き店舗や空き地なども対象としていきたいと考えています。

まちづくり課、産業経済課、企画政策課が共同して、そして、商工会と連携して創業者・移住者を呼び込めればと考えています。

桑野委員

子どもが外で遊んでいない、個々でスマホ・ゲームばかりしている現状を危惧しています。

子どもが外で遊ぶ、皆で遊ぶ、コミュニケーションを図る場を何とか考えていただけないでしょうか。

時代とは合わないかもしれませんが、先ほど北川委員からお話があったとおり、地域でそのような場を提供する仕組みを作っていただくことを希望します。

北川委員

阿曾自治会において取り組んでいる放課後子ども教室は、自治会役員には苦勞をかけていますが、子ども達、保護者に喜んでいただいています。

宿題をしたり、工作をしたり、私も子ども達と関わることで元気をいただいています。

教育委員会でもっと各自治会への働きかけなどを行っていただき、広めていただきたいです。

森田課長

太子町の統計を配布させていただきます。産業別の人口などご参考ください。

溝端委員

太子町は若いまち、子どもの数が多いまちです。

その特長を生かすなら、単に移住者にお金を出すという支援でなく、少人数教育や特色ある教育、学習環境の整備など、子どもを育てるなら太子町、教育に力を入れるまちという方針、姿勢を明確に打ち出すべきではないでしょうか。

子ども達の町への愛着の醸成も含めて、長期的な視点で教育に対する予算や人員をとるよう努力していただきたいと考えます。

栄藤部長

溝端委員の意見をお聞きし、思い返してみると、今から 30~40 年前は聖徳太子ゆかりの町として施策として教育を前面に打ち出していました。

広報紙でも「教育を重視した予算」と打ち出していたように思います。

時代は変わり、インフラ整備や維持、更新などに大きな予算が必要とな

っていますが、桑野委員にご意見をいただいた社会教育分野も含めて、改めて教育を柱としてまちづくりを行うことが必要と考えています。

高見係長 地域交流館の交流スペースでは、毎日のように高校生や中学生の勉強している姿を見ることができます。

また、昨年3月に改築した南総合センターの1階にも交流スペースを設置しており、ここでも子ども達が自習などもすることができます。

住民アンケートにおいても自習できる、勉強できる環境への喜びの声をいただいています。このような学習環境の整備も含めて、総合計画に教育を盛り込んでいけるよう協議・検討します。

また、南総合センターでは、昨年12月から太子町連合自治会からの提案を受け、ネスレ日本と協働の上、「わかかカフェ」という住民の憩いの場を創設しました。前のスライドの写真のように、幼稚園帰りの楽しそうな親子など、地域の人が集う場になっています。皆さんもぜひご利用ください。

井口会長 学校教育、社会教育など、教育を重視して、これからのまちづくりに取り組めるよう、第6次太子町総合計画策定に取り組んでください。

瀧北委員 住宅地の小さなスペースさえあれば子ども達は自由に、そして楽しそうに遊びます。

総合公園、太子山公園のような大きな公園も大切ですが、まちの中にそのような小さなスペースを作っていただきたいと考えています。

井口会長 他にご意見がなければ、第6次太子町総合計画（素案）についての議事を終えさせていただきます。事務局、町においては、各委員からの意見・提案を受け止め、しっかりと総合計画策定を進めてください。

5. 議事②「松尾地区土地利用計画について」

井口会長 続いて、議事②へ移ります。

議事②審議事項として「松尾地区土地利用計画」について、事務局より詳細説明を求めます。

八幡部長 失礼いたします。経済建設部の八幡でございます。

皆様のお手元に松尾地区土地利用計画を事前配付させていただいておりますが、この計画についてご存じない方もいらっしゃると思いますので経緯の説明をさせていただきます。

太子町には、調整区域と市街化区域というものがございます。

調整区域は厳しい規制がかかり土地利用を抑えていくところで、市街化区域は土地利用を進めていくところでございます。

ところが、市街化区域内には残存農地や未利用地などがたくさんあり、なかなか都市化が進んでいないのが現状であります。

近年、人口減少といった各調整区域内の集落の課題を挙げていきますと、法制度が厳しく、思うように人が集まってこない、店が建てられない、生活がしにくいといった話をたくさんお聞きしており、規制緩和が求める声が社会的にも多くなっております。

景気の良いときは、規制緩和を行うことで、石海や太田のように、環境の良い安い土地を求めて買われる方が多かったです。

しかしながら、今の段階で、「調整区域において単純に規制緩和をしたところで、すぐにデベロッパーが土地を買って住宅地として成立するのか」という声もあります。

昭和 46 年以前は、自由に家が建てることができましたわけですが、法規制がかかってから、既存宅地という制度が残って、昭和 46 年以前に宅地であれば家が建てられるという時代がありました。

しかし、さらなる法改正により調整区域で一切建物を建築することができなくなりました。

その時に、国が今まで許可を行っていたものを県へ権限移譲により移され、県の方で一定のルールがあれば、調整区域の土地利用を進めて良いとされました。

平成 17 年頃から本町でも各調整区域の集落で地縁者であれば家が建てられるといった規制緩和を行ってきました。

そのなかでも、松尾地区、阿曾地区、下阿曾地区の 3 地区は、自分達のは自分達で考えていこうということで、地元でまちづくり協議会を立ち上げられ土地利用を考えられました。

そのメリットは、行政が地区の活用を決め付けするのではなく、地元で課題を抽出し、その課題を解決した場合の効果が認められれば、比較的自由に土地利用ができるという制度を使えるところにあります。

平成 18 年に、新たに新規居住者の区域を定め、地縁者住宅区域と流通業や倉庫業などができる区域と 3 地区を定められました。

そこから約 10 年経過しており、時代の変化に対応し、総合公園やインフラが整い龍田地区全体の状況も変わり、人の流れも変化してきました。

そうしたなかで、どのような地域にしていこうかということ再度考えられ、今回土地利用計画をまとめられましたので、まちづくり審議会に諮らせていただき、意見を頂戴し、さらに県の開発審査会へ諮り、許可がだされるとこの制度が動くという流れとなります。

先ほどもお話に出ておりましたが、町内には約 430 棟の空き家があります。

空き家と一言で申しましても、各地域で空き家の様相は異なり、特に龍田地区では集落内での世代継承ができない空き家が多くあります。

また、太田地区や石海地区では、オールドニュータウンと言われる昭和 40 年代にできた団地が二世帯住居にできなくて一世代で終わってしまい、虫食いのように空き家となり、不動産流通ができず放置されている現状があります。

斑鳩地区においては、宿場町として動いてきたものが、シャッターが閉まり町屋として空き家ができています。

この3つの様相をどうやってつないでいくのかということが、現時点の大きな課題として考えています。

先ほどの担当者の話にもありましたとおり、今貸家にお住いの方々にアンケートをとり、「新築を考えているか。貸家のままか」という質問をしますと、約3割の方が家を建てたいと回答しています。

さらに、その3割のうちの半分の方が中古住宅も検討していると回答しています。

どのようなところに住みたいかという質問で何を1番優先するかというと、「住みやすい環境」で、次に「便利な場所」、「賑わいのある場所」と続き、環境も良い便利で賑わいもあるという場所をみんな望んでいます。

結局は、太子町で言いますと、JR沿線の区画整理事業を行っている周辺がとても人気で、日々阪神間より多数の問い合わせがあるときいております。

方や、今回提示させていただいているような松尾地区にどんな人が定住してくれるのかというイメージをよく担当者と話をします。

駅前と比較して坪単価が安いと、大きな土地が買えるから松尾地区で買うというニーズが果たしてあるのかということを考えながら進めると、やはり地縁者にとっても、新規居住者にとっても地域に魅力がないと住んでくれないと考えます。

この2年間松尾のまちづくり協議会へアドバイザーを派遣し、松尾地区の魅力はどう高めていくか、どう人口維持していくかということ協議した結果、本日の審議会でお諮りするということです。

制度改正で規制緩和をして住宅を建てられる区域を作って、地縁者や新規居住者が来てくれる時代は終わったと考えます。

今後はどうやって地域の魅力を伝えていくか、住んだ人が良かったと思える町にするのか、行政と地元が協力していかないとできないと思っております。

この松尾地区は、車の交通アクセスが非常に良く、総合公園への来場者も多く、そういった賑わいを大切にしていこうということが、ひとつのキーワードになっています。

この後、本計画の中身について説明させていただき、お諮りをさせていただいた後、県の審議会に臨みたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

三木副課長

それでは、松尾地区土地利用計画についてご説明させていただきます。まちづくり課の三木でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどもご説明させていただいたとおり、松尾のまちづくり協議会は、調整区域にありながら、独自のまちづくり活動をなさっております。平成17年の立ち上げと同時に土地利用計画を策定され、平成18年に特別指定区域の指定を受けておられます。

しかしながら、著しい人口減少や身近な店舗がない生活に不安を抱えておられるなどの懸念があります。

また、幅が狭い通り抜けができないような道が介在しており、防災性・

安全性の観点からも懸念されております。

そういった状況のなか、改めて土地利用計画の見直しをされました。

本日は、松尾まちづくり協議会が策定された土地利用計画が理想像の実現に妥当か否かということをお諮りさせていただきまして、ご意見を頂戴したいと考えております。

本日いただくご意見を、兵庫県へ特別指定区域の案と合わせて申し出させていいただいて、最終的に兵庫県で特別指定区域の見直しがなされるという流れになります。

改めて松尾地区の紹介をさせていただくと、太子町の北部にあたりまして、南側には太子竜野バイパス、北側には山林が広がり山裾には集落が、県道の南側には農地が広がっているというような状況でございます。

市街化調整区域でありますので、主な土地利用については、農地、住宅用地、太子北ランプ周辺に事業所用地が介在している状況であります。

建物別の土地利用についても県道の北側を中心とした既存の集落には住宅が多く、太子北ランプ周辺には事業所の建物があるという状況です。

なお、旧集落を中心として上下水道などのインフラ整備については、ほぼ整っております。

南側には太子龍野バイパス、南北には県道が整備されている一方で、集落内には、車で通り抜けができないような狭い道路が介在している状況です。

松尾地区の人口については、昭和 50 年の 297 人がピークとなっており、それから減少傾向となりました。

平成 18 年に特別指定区域を設定し地域の活力を取り戻す施策を講じた後も人口が減少し続けているという状況です。

これは、特別指定区域の設定をした後に、具体的な土地の利活用についての制度が備わっておらず、特別指定区域の設定で終わってしまったという状況です。

地元の皆様は、このことを活かしてお話をされまして今後有効に土地活用を促進していく、あるいは地域の魅力を継続して盛り上げていくためのまちづくり活動を行っていくことを強く決意されております。

続いて、土地利用計画を策定なさった経緯をご説明しますと、全体会や役員会などの主要な会議だけで延べ 13 回開催し、約 2 年をかけてこの土地利用計画について取り組んでこられました。

そのなかで「みんなで助け合って暮らし、交流する賑わいの里 松尾」というスローガンが作成されました。

具体的には、1 つ目に新しい入居者を歓迎し、支え合い、賑わいのある地区を実現するというものです。

2 つ目にコミュニティ活性化と産業の振興、3 つ目に安全安心で快適性の高い住環境の形成という 3 本柱で、スローガンを実現していこうと考えておられます。

さらに、地域の特産品であるタケノコを使用し、家庭菜園や就労の意欲のある方々を地区の外から呼び込んで、新旧住民が交流し、協力し合いながら地域の魅力を高め、地域の課題に立ち向かっていくということを考え

ておられます。

また、道路に面している土地をお持ちの方、そうでない方相互に協力し有効な土地利用を促進していくことを申し合わせされております。

ここで、松尾の土地利用規制について簡単にご説明いたします。

この赤く囲われているところは、農用地区域となりまして、現況の農地を保全していくという位置づけの区域となります。

また、北側の山からは土砂災害の警戒区域としてハザードゾーンが設定されています。

そういった制約のなかで、平成 18 年に作られた土地利用計画がこのとおりです。山については森林区域、先ほど農用地区域としてお示しした区域が農業区域となり、この土地利用計画のなかでは、今の環境を保全し、守っていくという位置づけの区域となっております。

一方で、この既存の集落内と太子北ランプ周辺については、集落区域あるいは特定区域ということで、市街化調整区域でありながら、一定の規制のなかで積極的に土地利用をしていく区域としており、守っていく区域と利用していく区域として、ゾーニングしております。

新たにつくられた土地利用計画を見ていただきますと、従前の計画と現況の齟齬を是正し、見直しをしております。

この土地利用計画のコンセプトとしまして、自治会の中心辺りに位置する地区公民館を交流拠点として定め、公民館東側の農地については、集落と農地が調和した貸農園のような土地利用をして、新旧住民の交流を図ります。

既存の集落のなかにある児童公園やお寺に関しては、地域の子ども達や子育て世代の保護者の交流拠点として考えております。

県道の周辺については、賑わいを創出する区域ということで考えております。

さらに、太子北ランプ周辺は、土地利用計画では特別指定区域になるところですが、バイパスのランプに近いという利便性を活かした土地利用を誘導し促進していくという意図で設定をしております。

太子町全体の土地利用計画をご覧いただきますと、太子北ランプ周辺につきましては、町全体の土地利用計画のなかにおいても特定区域(工業系)という位置づけとなっております。

同じく北側の既存集落においても集落区域ということで、松尾地区で作成された土地利用計画とほぼ一致しております。

太子町の土地利用基本計画では、「既存集落の形成を誘導し、より良好なコミュニティ形成と周辺環境である田園風景にふさわしい集落形成を図る」という記述がございまして、今回、松尾まちづくり協議会が作成された土地利用計画はこれに沿うものであると考えております。

ここまですべてが本来お諮りすべき土地利用計画についてのご説明となりますが、ここからは実際に建築制限の緩和となり、具体的なまちづくり活動に直結する特別指定区域についてご説明いたします。

特別指定区域について、この地区のなかでは大きく分けて 3 種類設定しようとしております。

1つは、地域活力再生区域のうち、現在の居住者とその家族が暮らせる区域ということで、従前の地縁者の住宅区域ということになります。こちらについては、主に県道の北側を設定しております。

一方、地域活力再生区域の「誰もが暮らし営む区域」としましては、土地利用のなかでもご説明しました賑わいを創出する区域として設定をしようとしております。

太子北ランプ周辺につきましては、沿道施設集約誘導区域としてバイパス周辺の土地利用にふさわしい建物を建てて土地利用していこうと考えております。

具体的にこの3種類の区域において、通常調整区域における兵庫県の許可に合わせて緩和を受けられるものとしまして、地縁者の住宅区域においては従前のものと変わりはありませんが、新規居住者用として設定がしました「誰もが暮らし営む区域」においては、建築主に制約はありません。

さらに、従前は純然たる戸建て住宅しか許容されておりましたが、兼用住宅も許容できるとされました。

これにより、例えば地区外から転入してこられる方でカフェを営みながら住んだり、小さなオフィスを設けたりすることが可能となり、色んな方々を許容するということで変更をしております。

次に、太子北ランプ周辺の沿道施設集約誘導区域では、従前は流通業務区域と呼んでおりましたが、新制度におきましても従前の流通業や運送業の施設を想定しておりますが、新たにガソリンスタンド、コンビニエンスストアや地域の特産品を販売するような道の駅などの飲食店・物販店も想定しております。

これによって、住民の生活利便性の向上や地域内外の交流拠点として地域の活性化を実現するような用途としていく方針です。

この計画見直しによる効果として、集落と農地が調和した土地利用が促進されることが期待され、良好なコミュニティを形成し、新規住民を呼び込み、新旧住民の交流を図り、松尾地区の魅力に触れてもらうことを期待しております。

さらに、上位計画との関連ですが、現行の太子町都市計画マスタープランにおいては、調整区域において特別指定区域制度を活用・促進していくという記述があり、この松尾地区土地利用計画は都市計画マスタープランに沿うものであります。

以上、松尾地区土地利用計画に関する説明は以上となります。

ありがとうございました。

井口会長 ただ今の説明に関しまして何かご質問・ご意見などがございましたら、承りたいと存じます。

熊谷委員 確認したいのですが、松尾地区の北西に公営住宅が存在したと思います。現状はどのようになっていますか。

三木副課長 現状、更地となっております。

熊谷委員 更地ということであれば、その土地を利用する予定はありますか。

八幡部長 その土地は、現在町の普通財産になっており、今後どのように土地利用していくかということを検討している段階であります。

今回の松尾地区土地利用計画には入っておりませんが、都市計画マスタープランではその辺の位置づけを考えていく予定です。

井口会長 平成 18 年に特別指定区域に指定されたが、進展がなかったということですが、どのような対策をとられたのですか。

三木副課長 現在指定を受けている新規居住者用の住宅区域としては、県道の沿道付近などとなっております、この大きな 1,000 平米を越えるような農地を新規居住者向けに開発し、地区外から 5、6 世帯呼び込み地域人口の盛り返しに期待しておりました。

しかしながら、実際には近傍の方の大きな一建築敷地としての利用となりまして、地域人口の増加にはつながりませんでした。

ですから、今回は一敷地として利用される限度を 500 平米とし、地縁者制度の住宅区域としての許可の上限である 500 平米と整合して、それ以上の一体利用を防ぎ、地区の皆様が望んでいる人口回復という目標を阻害しないように取り組んでいるところでです。

井手委員 前回の計画から 10 年が経過して、新規の入居者がなかったという結果を受けて、また次の 10 年を計画しようという声は地域から起こりづらいと思うのですが、この松尾地区にはそれを起こさせる原動力があったのかということをお聞きしたいです。

また、新たに作られた計画を推進するにあたって、地区の方だけでは難しいと思います。何か後押しするような方策は考えておられますか。

三木副課長 今までは、こういった特別指定区域の設定をしたり、他地区からの転入を受け入れることを可能にして受け皿を作ったりしていましたが、それを活用する組織や仕組みがなかったという問題がありました。

しかし、今後松尾地区の皆様は、土地利用について年に 3、4 回の定期的な会議を行っていかれる予定です。

ただ、それだけでは土地の動きは全て把握しきれません。特にバイパス周辺の地権者の方々を含めての会合を町から積極的にアプローチし開催し、土地利用を促進していきたいと考えております。

八幡部長 補足させていただきます。

今後問題となってくるのが、「誰もが暮らせる区域」と設定しているところで地権者が複数存在する区画については、1つのグループとして土地利用を考える必要があります。

例えば、道路に面している人だけが売ってしまうと、近傍の土地は活用できません。

全体として動いていくことをコントロールしなければなりません。

ある事業者が 2,000 平米の土地を利用して店舗を開きたいというような話があっても、地権者側の意見がまとまっていないとすぐに逃げてしまいます。

そういったやり取りをまちづくり協議会と行政が協力しコントロールしていく、また事業者へこの制度を周知し、単なる開発で終わらないように、いかにして面的に捉えて整合性を図っていくかということが協議会の大きな課題です。

それは協議会だけでは難しいので、産業経済課ともリンクしながら一緒にやっていくということを今考えております。

市街化区域と異なり調整区域は、虫食い状態にならないようにしていかなければなりませんので、地域と行政と一緒に動いていきたいと思っております。

井口会長 後押しする原動力としては、地元の協議会とまちづくり課と産業経済課が協力して、様々な取組をしていくということですね。
他にご意見はございますか。

北川委員 この地域活力再生区域についてですが、地権者は了解されていますか。

三木副課長 今まで検討を進めるなかで、こういった「誰でも暮らせる」という区域に設定されれば同意をしていただくということが前提となっております。
ですから、大多数の方については、決めていく過程で同意をいただいているということで認識しております。
ただ、前向きではない地権者も若干いらっしゃるということは聞いております。

八幡部長 合意形成の基本として、8割の人が賛同すれば前に進めるという方針で話をしております。
賛同者が8割を下回る場合は厳しいですが、8割を超えていれば残りの2割は時間をかけて説得し、合意に至れると考えます。

井口会長 他にご意見はありますか。

溝端委員 今回の計画で誰でも住めるようにした県道沿いのところですが、これは地縁者以外の方はなかなか住みにくいのではないかと思います。
地域としては転入を歓迎し、交流を図っていくとありますが、こういった場合、昔から住んでいる人と新しい人の間で、祭りや地区の清掃など色んな揉め事が起こります。
若い世代はそういったことが関係のないところに行きたいわけですが。
地域として、新しい人を受け入れるということを前面に押し出しすぎると、逆にマイナスに影響する場合があります。
ただ、地域とのつながりを持たずに住めるわけではないので、そのあた

り地域の人達も前のめりになりすぎないスタンスの方が良いのではないかと思います。

せっかく住んだ人が窮屈さを感じて出て行ってしまうという事例もありますので。

八幡部長

それが協議会を立ち上げる時の1番の議論となりました。

最初、地元から挙がってきたのは、新規居住者区域をたくさん作ってほしいというものでした。

その際、まずお話をさせていただいたことは、「どんな人が村に入っても受け入れることができるか」ということをお聞きしました。

地元は、「いい人だけ来てほしい」という回答でした。

また、「離れたところに新しい一団の集落があった場合、村付き合いをしますか」とお聞きしましたところ、「旧集落と新たな集落で連携したコミュニティが築けたらいい」というように、総論は賛成だけど極論になると反対といった様々な議論を行いました。

新規に入ってくる人も1軒だけ入って隣近所は知らない人という状況は入りにくいという話にもなりまして、やはり同じ年代に分譲されて5、6軒の隣保ができるという環境が必要だという結論に達し、そういったブロックとして3ブロック設定しています。

地域もそれならば、適度な距離感で全体のコミュニティも維持できるということでした。

溝端委員

地元の方々もそっと見守るくらいの気持ちで居ていただいた方が、新しく入る方が気楽でいいと思います。

もう1点、人口や世帯数を増やすという想定をされていましたが、今住んでおられる人達も特産品を作っていきたいということだと思いますので、今住んでいる方達がこの地域をどうしていくのかということも重要だと思います。

先ほど、タケノコという話も出ましたが、この地域の生産工場は稼働しているのですか。

三木副課長

稼働しております。

八幡部長

しっかり利益を上げておられる優良な企業です。

溝端委員

国が打ち出している「小さな拠点づくり」などでよく言われるのは、農村に必要なのは、加工場のような場所です。

特にタケノコで言うと、生ではもたないので、真空包装ができる施設を地元で持つことができれば、タケノコだけではなく、米から餅を作って真空包装して販売するなど、住んでいる人の生きがいを創出していくことができると思います。

地元が元気であれば、外から見ても面白いところだと思うし、住んでみようと思ってもらえると思います。

この地域には酒屋さんもありましたかね。

八幡部長 現在廃業されていますが、酒造免許は残っているので、今後どなたかを募って再現しようという話があります。
タケノコに関しては、缶詰を主体でやっておられます。長持ちしますし、贈り物でも使われるので、概ね完売状態です。
こういった地元の特産品を販売する道の駅のような場所が欲しいという声もあります。
また、隣の村ではニンニクを栽培されていまして、そういったものとコラボして地域の生きがいとなる場所を作りたいという思いもあります。
農家レストランやカフェの経営を希望する新規居住者と地元の特産品とがうまくつなげるといことも1つの狙いでもあります。
そこに、商工会がされている創業支援などでバックアップしていけたらとも思っております。

溝端委員 土地だけを用意して自由に住めますよというだけではなくて、その地域の特性に合わせた目的がある人が集まってくると思います。

八幡部長 アンケートでは、住宅助成をしてほしいという声も多いので、土地や創業をしてくれた人に一定の金額を補助するような、補助制度を検討していくことも考えています。

井口会長 他にご意見はございますか。
それでは、「松尾地区土地利用計画」について、まちづくり審議会としては異議なしとして意見書を作成することとしてよろしいかお伺いします。

各委員 異議ありません。

井口会長 それでは、事務局は以上の内容で意見書の作成を行ってください。
意見書案作成の間、暫時休憩します。

井口会長 会議を再開します。
審議事項「松尾地区土地利用計画」について、先ほどの審議結果に基づき作成した意見書案をお配りしております。
事務局は意見書案を読み上げてください。

三木副課長 失礼いたします。
意見書案を朗読させていただきます。
平成31年2月28日太子町長服部 千秋様。
太子町まちづくり審議会会長井口 宏幸。
「松尾地区土地利用計画」についての意見書。
表記のことについて審議の結果、異議はありません。

以上でございます。

井口会長 意見書案についてご意見はございますか。
ご意見・ご質問はないようですので、本案をまちづくり審議会の意見書として確定したいと思います。

6. 閉 会

井口会長 その他、ご意見、ご質問はありますか。
それでは、議事を終了し、本日の会議を閉会したいと思います。よろしいでしょうか。

各委員 はい。

井口会長 事務局から連絡事項はありますか。

太田主事 失礼いたします。
本日の会議に出席していただきました報酬につきましては、ご報告をいただいております口座へ入金させていただきます。
報酬額や振込日については、また、後日通知させていただきますので、ご確認の程よろしく申し上げます。
以上でございます。

井口会長 本日は慎重なるご審議をいただきありがとうございました。
会議では、「第6次太子町総合計画」及び「松尾地区土地利用計画」について説明を受け、審議を行いました。
事務局におかれましては、本日の会議で出された意見書などについて、考慮のうえ、今後の事務・事業の執行をお願いしたいと思います。
また、委員の皆様におかれましては、今後も円滑な審議会運営にご協力いただくことをお願いします。
それでは、これもちまして、平成30年度第4回まちづくり審議会を閉会いたします。

森田課長 井口会長、どうもありがとうございました。
委員の皆様のおかげをもちまして、本日予定しておりました案件は、全て終了いたしました。
長時間にわたり、ありがとうございました。

太子町まちづくり審議会規則第4条に基づきここに署名する。

平成31年3月15日

署名委員

井手俊郎



地井 勇

